

1-1. 過去の協働の検証について ※防府市参画及び協働の推進に関する条例に基づく検証視点を抽出しています。

資料No.2

根拠条例	これまでの取組状況	検証視点	過去の協議会からの意見(抜粋)
(協働の推進) 第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。 2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。	【市民等との協働(委託、補助、共済、事業協力、後援、実行委員会、その他)による取組】 2. 令和2年度、協働による事業の実施状況総括表(P3) 【協働推進員の配置】 ・平成29年1月に各所属に1名以上の※1協働推進員を配置し、協働に関する府内の体制整備を行った。 ・R3.3.5 協働推進員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、協働推進員連絡調整会議を開催。 ※1協働推進員は、各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進することを目的として設置するもの。 選任状況: R2:54名、R1:53名、H30:55名、H29: 54名、H28: 52名	・協働が円滑に進むような人材育成や制度の整備が行われているか(以下の条文と重複)	・協働推進員の知識習得、意識啓発が必要
(協働による事業の提案) 第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。	協働事業提案制度の創設。平成29年度から制度運用開始。 資料3: 協働事業提案制度について 【提案・実施状況】 平成29年度協働事業提案・平成30年度実施 ・行政提案型1件(データDV防止の啓発事業) ・市民提案型2件(地域への愛着を持った子どもを育てるための指導者育成事業) (野島活性化を目指す「非日常的な暮らし体験」事業) 平成30年度協働事業提・案令和元年度実施事業 ・市民提案1件(野島の資源活用プロジェクト)※2年目 令和元年度協働事業提案・令和2年度実施事業 ・市民提案型3件(地域での多文化共生推進事業) (野島の観光資源付加価値創出プロジェクト)※3年目→令和2年度事業中止 (防府焼物文化遺産活用事業)※令和3年度に事業実施を延期→中止。 令和2年度協働事業提案・令和3年度実施事業 ・事業提案なし。 令和3年度協働事業提案・令和4年度実施事業 ・事業提案なし。	・防府市協働事業提案制度は適正に運用されているか	・市の各部署が提案団体を発掘することで提案件数の増加に繋がるのではないか ・制度の更なる活用には予算の確保やインセンティブを与えるなどの制度推進のための取組みが必要
(人材の育成) 第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。	令和2年度の取組 (市民等への取り組み) 各種講座、交流会等の開催(防府市市民活動支援センターでの取組み) ・多様な属性の繋がり支援 「幸せますこども食堂ネットワーク協議会」への支援 「防府市家庭教育支援チーム」への参画、事業支援等 ・参画・協働を推進するための交流セミナーの実施 「新型コロナをめぐる問題～不安・差別・デマの心理の理解と私たちにできること～」 14名(オンライン10名) 「高校生と取り組む本業を活かしたCSR」 10名(オンライン7名)等 ・市民活動フェスタの開催(3日間) 協力団体12団体 来場者数約700名 ・団体運営に必要なスキルアップ講座 12回 延べ64名 「広報力アップセミナー」 「Web会議・講演会主催者向けスキルアップ講座」 ※5回開催 「チラシ作り講座」等 ・座談会 2回 延べ18名 ・ボランティア活動等をしたい市民と市民活動団体を結ぶ「ボランティアマッチング」 マッチング回数 54回 参加者数 延べ344名 (市長等への取り組み) ・協働に関する職員研修 ⇒ 中止 ※協働推進員対象 ・協働推進員連絡調整会議での講話(R3.3.5) ※協働推進員対象	・協働の担い手となる人材育成がされているか	
(活動の支援) 第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。 2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織(市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。)の充実に努めるものとする。	○防府市市民活動支援センター ・平成15年11月に市民活動の促進のため設置し、平成21年度から指定管理者制度を導入。 ・防府市市民活動支援センターは、防府市地域協働支援センター(市民活動支援センター部門を含む)の指定管理を受けたNPO法人市民活動さっぽーとねっとが管理・運営を行なっている。 ・市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、施設等の利用(会議室、印刷機器等)、人材の養成支援及び活動に関する相談などを実施。	・中間支援組織の機能充実が図られているか	・講座などの開催に当たっては、対象者に的確に情報が届くような工夫が必要
その他 全般的な事項について			・協働の意義や具体的な取組について周知活動が必要 ・協働の実態調査においては市各部署で協働事業に関する認識が正しくされる必要がある

1-2令和3年度協働の検証について ※防府市参画及び協働の推進に関する条例に基づく検証視点を抽出しています。

根拠条例	令和3年度の取組状況	検証視点	メモ
(協働の推進) 第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。 2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。	【市民等との協働(委託、補助、共済、事業協力、後援、実行委員会、その他)による取組】 資料:3. 令和3年度 協働による事業の実施状況総括表 【協働推進員の配置】 ・選任状況:54名 ・R4.2.22 協働推進員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、協働推進員連絡調整会議を開催。	・協働が円滑に進むような人材育成や制度の整備が行われているか(以下の条文と重複)	
(協働による事業の提案) 第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。	【提案・実施状況】 令和3年度事業提案なし ※防府焼物文化遺産活用事業 … 令和元年度に提案・採択→和2年度の実施を延期→令和3年度実施中止	・防府市協働事業提案制度は適正に運用されているか	
(人材の育成) 第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。	(市民等への取り組み) 各種講座、交流会等の開催(防府市市民活動支援センターでの取り組み) ・多様な属性の活動がつながる支援 「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」への支援 「松崎地域まちづくり推進協議会」の事務局体制整備の支援 防災士との連携による地域での防災啓発活動 「防府市家庭教育支援チーム」への参画、事業展開の支援 教育機関などと連携した、中学生・高校生などの若い世代が、地域での活動を知るための企画実施 ・参画・協働を推進するための交流セミナーの実施 3回 延べ69名 「地域で子ども・大人を支える仕組みづくり」19名 「子どもたちの未来と学校・地域の役割」29名(オンライン17名) 「若者が取り組む地域の課題解決」21名(オンライン21名) ・市民活動フェスタの開催 協力団体17団体 来場者数約600名 ・団体運営に必要なスキルアップ講座 3回 延べ26名 「情報発信力アップセミナー PR動画を作つてみよう」企画編11名 撮影・編集テクニック編10名 「情報発信力アップセミナー プレゼンの極意」5名 ・座談会 3回 延べ16名 「地域で子ども・大人を支える座談会」8名 「団体運営お悩み座談会 助成金の申請」1回目3名 2回目5名 ・ボランティア活動等をしたい市民と市民活動団体を結ぶ「ボランティアマッチング」 マッチング回数 36回 参加者数 延べ133名 (市長等への取り組み) ・協働に関する職員研修 ⇒ 中止 ※協働推進員対象 ・協働推進員連絡調整会議での講話(R4.2.22) ※協働推進員対象	・協働の担い手となる人材育成がされているか	
(活動の支援) 第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。 2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織(市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。)の充実に努めるものとする。	○防府市市民活動支援センター ・防府市市民活動支援センターは、防府市地域協働支援センター(市民活動支援センター部門を含む)の指定管理を受けたNPO法人市民活動さぽーとねつとが管理・運営を行なっている。 ・市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、施設等の利用(会議室、印刷機器等)、人材の養成支援及び活動に関する相談などを実施。	・中間支援組織の機能充実が図られているか	
その他 全般的な事項について			

2-1.令和2年度 協働による事業の実施状況総括表

①協働の対象区分別件数内訳(一つの事業で複数相手と協働しているとわかるものもあったため、事業数よりも多い) ②事業の分野別件数内訳

形態 協働相手	委託	補助	共催	事業協力	後援	実行委員会	その他	合計	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
市民活動団体 NPO法人	5	2		1	15			23	11.5	7.3	
自治会等	7	16	1	1				25	12.5	1.1	
公益財団法人 一般社団法人 生活協同組合等	5	3	1		38			47	23.5	58.8	
企業	3	2		1	14			20	10.0	6.2	
行政機関					1			1	0.5	26.0	
実行委員会	2	2	2		9	3		18	9.0	0.6	
その他団体	6	17	4		39			66	33.0	0.0	
合計	28	42	8	3	116	3	0	200	100.0	100	
	構成比 (%)	14.0	21.0	4.0	1.5	58.0	1.5	0.0	100.0		
	構成比 (%)	15.8	23.7	4.0	1.7	53.1	1.7	0.0	100		
	構成比 (%)	28	42	7	3	94	3	0	177		

委託:市が実施すべき事業のうち、地域コミュニティや市民活動団体等※1の専門性等に着目し、その特性を活かして、より効率的に事業を実施するために委託する事業形態(経費削減だけを目的としたものは除く)

補助:地域コミュニティや市民活動団体等が主体的に実施する事業に対し、市が資金を補助する事業形態(補助金、助成金、交付金)

共催:地域コミュニティや市民活動団体等と市が共に主体となり、それぞれの特性を生かして実施する事業形態

事業協力:共催以外の形態で、地域コミュニティや市民活動団体等と市が、それぞれの役割分担のもと、一定期間継続的な関係で協力し合いながら実施する事業形態(アダプトプログラム※2を含む)

後援:地域コミュニティや市民活動団体等が実施する公益性を有する事業に対し、市が後援名義の使用を認める事業形態

実行委員会:市が地域コミュニティや市民活動団体等と実行委員会や協議会を構成し、主催者となって実施する事業形態

※1 地域コミュニティや市民活動団体等

地域コミュニティ … 自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会等

市民活動団体 … NPO活動やボランティア活動を行う団体

事業者 … 公益性を有する事業に取組む場合の事業者

※2 アダプトプログラム

地域コミュニティや市民活動団体等が、道路や河川、公園などの公共施設の里親となって環境美化活動を行い、市がその活動を支援する事業形態

〔参画の対象〕

計画等	【第9条第1項第1号】 市の基本構想、基本計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
条例等	【第9条第1項第2号】 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃 イ 市政に関する基本方針を定める事項 ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項 ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項
施設の計画等	【第9条第1項第3号】 広く市民等の公用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更
その他	【第9条第1項第4号】 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの
対象外	【第9条第2項】 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。 一 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 二 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの 三 軽易な変更等 四 市長等の内部の事務処理に関するもの 五 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの

〔施策等の分野〕
第5次防府市総合計画の分野別施策を参考に、各事業を分類した

分野	項目	分野	項目
安全・環境	防災対策の推進 消防力の向上 暮らしの安全確保 環境の保全 循環型社会の形成	産業・労働	農林水産業の振興 商工業・サービス業の振興 中小企業の振興 労働環境の向上
	保健・医療サービスの充実 地域福祉の充実 子育て支援の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 社会保障制度の適性な運用		観光の振興 文化・スポーツの推進 多様な交流の推進 自主的・主体的な市民活動の促進
健康・福祉	学校教育の充実 生涯学習の推進 人権尊重社会の実現 文化財の保護・継承	都市・建設	交通ネットワークの整備 上下水道の整備 住宅・住環境の整備 公園の整備、景観の保全 適正な土地利用の推進

2-2.令和3年度 協働による事業の実施状況総括表

①協働の対象区分別件数内訳(一つの事業で複数相手と協働しているとわかるものもあったため、事業数よりも多い) ②事業の分野別件数内訳

形態 協働相手	委託	補助	共催	事業協力	後援	実行委員会	その他	合計	構成比 (%)		構成比 (%)									
									形態 分野	委託										
市民活動団体 NPO法人	5	1			12			18	8.0	3	10	2			15	7.7				
自治会等	9	9	1	1				20	8.8	8	2	1	1	4		16	8.2			
公益財団法人 一般社団法人 生活協同組合等	4	2		1	34			41	18.1	11	11	6	1	58		87	44.6			
企業	3	1	1	2	5			12	5.3	4	5		1	1	2		13	6.7		
行政機関			3		1			4	1.8	5	11	8		28	6		58	29.7		
実行委員会	3	4	4		7	9		27	11.9	5			1				6	3.1		
その他団体	12	22	9	2	59			104	46.0								0	0.0		
合計	36	39	18	6	118	9	0	226	100.0	合計	36	39	15	6	91	8	0	195	100	
	構成比 (%)	15.9	17.3	8.0	2.7	52.2	4.0	0.0	100.0		構成比 (%)	18.5	20.0	7.7	3.1	46.7	4.1	0.0	100	

委託:市が実施すべき事業のうち、地域コミュニティや市民活動団体等※1の専門性等に着目し、その特性を活かして、より効率的に事業を実施するために委託する事業形態(経費削減だけを目的としたものは除く)

補助:地域コミュニティや市民活動団体等が主体的に実施する事業に対し、市が資金を補助する事業形態(補助金、助成金、交付金)

共催:地域コミュニティや市民活動団体等と市が共に主体となり、それぞれの特性を生かして実施する事業形態

事業協力:共催以外の形態で、地域コミュニティや市民活動団体等と市が、それぞれの役割分担のもと、一定期間継続的な関係で協力し合いながら実施する事業形態(アダプトプログラム※2を含む)

後援:地域コミュニティや市民活動団体等が実施する公益性を有する事業に対し、市が後援名義の使用を認める事業形態

実行委員会:市が地域コミュニティや市民活動団体等と実行委員会や協議会を構成し、主催者となって実施する事業形態

※1 地域コミュニティや市民活動団体等

地域コミュニティ ... 自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会等

市民活動団体 ... NPO活動やボランティア活動を行う団体

事業者 ... 公益性を有する事業に取組む場合の事業者

※2 アダプトプログラム

地域コミュニティや市民活動団体等が、道路や河川、公園などの公共施設の里親となって環境美化活動を行い、市がその活動を支援する事業形態

〔参画の対象〕

計画等	【第9条第1項第1号】 市の基本構想、基本計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
条例等	【第9条第1項第2号】 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃 イ 市政に関する基本方針を定める事項 ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項 ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項
施設の計画等	【第9条第1項第3号】 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更
その他	【第9条第1項第4号】 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの
対象外	【第9条第2項】 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。 一 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 二 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの 三 軽易な変更等 四 市長等の内部の事務処理に関するもの 五 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの

〔施策等の分野〕
第5次防府市総合計画の分野別施策を参考に、各事案を分類した

分野	項目	分野	項目
安全・環境	防災対策の推進 消防力の向上 暮らしの安全確保 環境の保全 循環型社会の形成	産業・労働	農林水産業の振興 商工業・サービス業の振興 中小企業の振興 労働環境の向上
	保健・医療サービスの充実 地域福祉の充実 子育て支援の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 社会保障制度の適性な運用		観光の振興 文化・スポーツの推進 多様な交流の推進 自主的・主体的な市民活動の促進
教育・社会	学校教育の充実 生涯学習の推進 人権尊重社会の実現 文化財の保護・継承	都市・建設	交通ネットワークの整備 上下水道の整備 住宅・住環境の整備 公園の整備、景観の保全 適正な土地利用の推進